

庄原市市民タクシー運行事業の概要

▼事業の概要

地域の実情や住民の状況を最も身近で把握する地域住民が主体となって、運行ルートや運行ダイヤを定め、タクシー事業者等に運行を依頼し、**生活交通を確保していく地域主体の取り組み**に対し、市が補助金を交付し、支援していかうとするものです。

この事業により、市が主体的に運行内容を決定する公共交通では早急な対応が難しかった運行内容の見直しなど、細やかなニーズにいつでも柔軟に対応できます。

▼事業主体

次の要件にある地区を含む自治振興区等が事業を実施できます。

- ①最寄りの駅又はバスの乗降場所までの距離が1 km以上離れた住居があること。
- ②利用を希望する住民(利用登録者)が2名以上いること。
- ③既に生活交通が運行している地域は、既存路線の見直しを行うことを前提とすること。

▼事業の対象範囲

- ①利用登録者が、自宅などから各地域（旧1市6町のそれぞれの範囲内）にある医療機関・商業施設への移動手段として乗合タクシー※を利用する場合
- ②1地区あたりの運行回数は、週2回（地区～目的地を2往復）を限度とする
※乗合タクシー：道路運送法第4条の許可を受けて運行するタクシー車両を使用した乗合輸送。

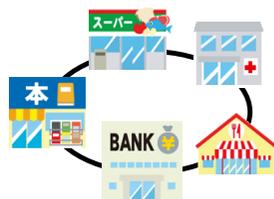
▼補助金の内容

- ①補助対象事業に要したタクシー事業者に支払う運行経費の3/5以内の金額（100円未満の金額があるときはその金額を切捨て）
- ②事業計画の策定に係る費用として当該年度につき20,000円を補助
- ③運行に係る費用として1回（1往復）の運行につき500円を補助
- ④事業実施初年度に限り、運行準備費として10,000円を補助

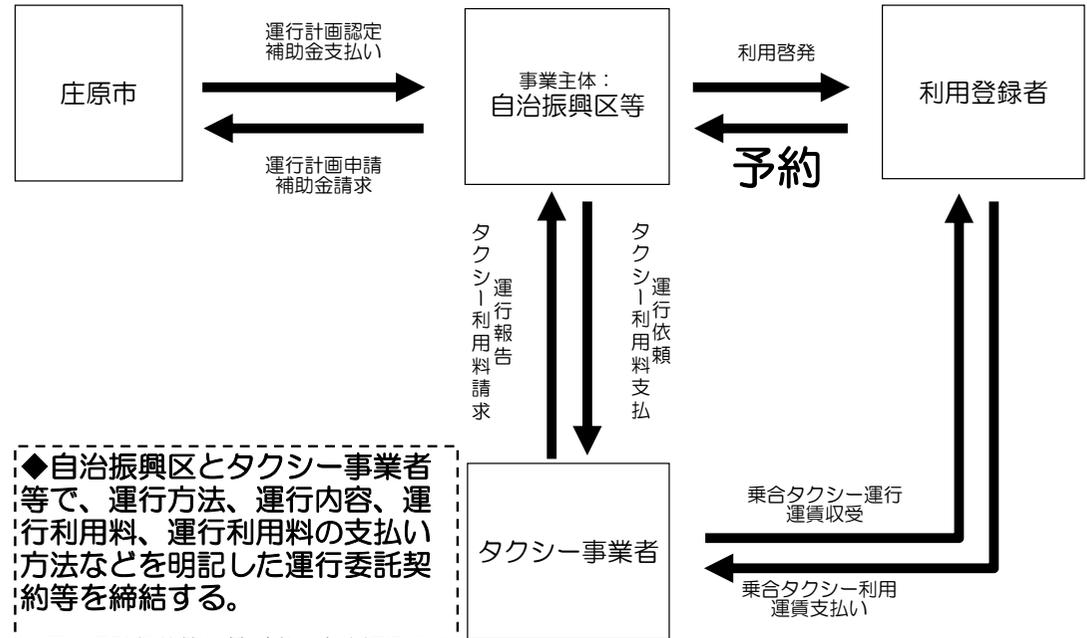
▼事務の流れ

- ①「事業計画認定申請書」を市に提出し、市の認定を受ける
- ②「補助金交付申請書」を市に提出し、市の交付決定を受ける
（事業を実施）
- ③「補助金概算払請求書※」を市に提出し、市から補助金の交付を受ける
- ④年度末に「実績報告書」を市に提出し、補助金の精算を行う

※補助金概算払請求は、地域の実情に応じて対応します。詳細については、お問い合わせください。



庄原市市民タクシー運行事業 フロー図



◆自治振興区とタクシー事業者等で、運行方法、運行内容、運行利用料、運行利用料の支払い方法などを明記した運行委託契約等を締結する。

◆運行委託契約等に基づき、自治振興区の運行依頼によりタクシー事業者等が運行業務を行う。

◆住民・利用者の利用料の支払い方法やタクシー事業者等への運行依頼等については、利用者の利便性を考慮しつつ、自治振興区でルールづくりを行う。

資料1-2

◆市民タクシー運行事業に関するお問い合わせは・・・

生活福祉部地域交通課地域交通係	電話(0824)73-1156
西城支所地域振興室市民生活係	電話(0824)82-2124
東城支所地域振興室市民生活係	電話(08477)2-5121
口和支所地域振興室市民生活係	電話(0824)87-2112
高野支所地域振興室市民生活係	電話(0824)86-2115
比和支所地域振興室市民生活係	電話(0824)85-3001
総領支所地域振興室市民生活係	電話(0824)88-3063